

御得意様 各位

弊社製品のお問い合わせについて

山王工業株式会社

東京都新宿区高田馬場2-4-23

TEL 03-3202-0071(代)

FAX 03-3209-0186

拝啓

貴社益々御清栄の段、御慶び申し上げます。

日頃より、ヘルメチック等の販売(使用)にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近弊社製品【ヘルメチックNo.F-Ⅲ(W)】の、シックハウス症候群(室内空気汚染)に関するVOC(揮発性有機化合物)対策についての質問がよせられますので、ご説明申し上げます。

製品名 ヘルメチックNo.F-Ⅲ(W)・・・白色
主用途 防食シール剤(液状パッキン剤・液状ガスケット)

解説 水道法に基づく水質基準(厚生省令第56号)の方法による試験をし、又、JIS K-6820に基づいている、無溶剤型液状防食シール剤です。
日本水道協会規格(水道用ライニング鋼管用液状シール剤)『JWWA K-161』でもあり、
『国土交通省機械設備工事共通仕様書』『都市基盤整備公団工事共通仕様書』にも、
適合しています。
【上水道】【冷暖房】【蒸気(200℃迄)注意あり】迄、使用出来、管端面からネジ山全体にも
使用出来、鉄管・SUS管・合金・銅管・防食継手・各種ライニング鋼管等の液状防食シール剤
として御使用いただけます。

成分 シリコン混合物

回答 上記、成分から、VOC(揮発性有機化合物)の検出は、考えられません。

(品称) 厚生労働省【室内濃度の指針値】における対象化学物質(25℃の場合)
【ホルムアルデヒド・・・0.08ppm】【アセトアルデヒド・・・0.03ppm】【トルエン・・・0.07ppm】
【キシレン・・・0.20ppm】【エチルベンゼン・・・0.88ppm】【スチレン・・・0.05ppm】
【パラジクロロベンゼン・・・0.04ppm】【テトラデカン・・・0.04ppm】【クロルピリホス・・・
0.07ppb(小児0.007ppb)】【フェノブカルブ・・・3.8ppb】【ダイアジノン・・・0.02ppb】
【フタル酸ジ-n-ブチル・・・0.02ppm】【フタル酸ジ-2-エチルヘキシル・・・7.6ppb】

備考 改正建築基準法は、平成15年7月1日に施行されました。

(1) 規制対象とする化学物質

クロルピリホス(有機燐系殺虫剤)及びホルムアルデヒド(刺激臭のある無色の気体)とする。

(2) クロルピリホスに関する規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

(3) ホルムアルデヒドに関する規制(屋内空気中のホルムアルデヒドの濃度を0.08ppm以下)

① 内装の仕上げの制限

居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する
建材の面積制限を行う。

② 換気設備の義務付け

ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、
原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。

③ 天井裏等の制限

天井裏等は、下地材をホルムアルデヒドの発生の少ない建材とするか、機械換気設備を
天井裏等も換気できる構造とする。

今回の建築基準法改正の中で、配管用の液状シール剤での規定はございません。

また、ヘルメチックNo.F-Ⅲ(W)からホルムアルデヒド・クロルピリホス等のVOC(揮発性
有機化合物)の検出は考えられませんので、従来通り販売(使用)して戴いて、何の問題
もありません。